

こども未来館企画・事業実行委員会設置要綱

（設置）

第1条 この要綱は、こども未来館の積極的な利用促進を図るため並びに市民協働によるまちなかの賑わいを創出する事業を企画し、及び実行するために設置する、こども未来館企画・事業実行委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

（所掌事項）

第2条 委員会は、次の事項を所掌する。

- (1) この要綱の制定及び改廃に関すること。
- (2) 委員会が主体となつて行う夏冬春のイベントの企画及び実施に関すること。
- (3) こども未来館とまちなかを結ぶPR事業に関すること。
- (4) 委員会の予算及び決算に関すること。
- (5) その他委員会が行う事業の円滑な推進に関すること。

（組織）

第3条 委員会は、別表に掲げる委員をもって組織する。

- 2 新たに委員会の目的に賛同する者を委員に任命する場合は、委員会において承認を行うものとする。

（役員）

第4条 委員会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 監 事 2名
- (4) 会 計 1名

（役員の選任）

第5条 会長は、豊橋発展会連盟会長をもって充てる。

- 2 副会長及び監事は、会長が委員会の同意を得て、委員のうちから選任する。
- 3 会計は、こども未来館副館長兼事務長をもって充てる。

（役員の職務）

第6条 会長は、委員会を代表し、会務を総括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 3 監事は、会計を監査する。
- 4 会計は、委員会の経理を担当する。

（任期）

第7条 委員の任期は、当該年度の第一回委員会から次年度の第一回委員会までとし、再任を妨げない。

- 2 委員に欠員が生じたときは、これを補充することができる。ただし、補欠の委員の

任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第8条 委員会は、必要に応じ会長が招集し、会長が議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上の者が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会長の専決処分)

第9条 会長は、委員会を招集するいとまがない緊急事項又は委員会の権限に属する事項で軽易なものについては、専決処分することができる。

2 前項の規定により専決処分したときは、会長は、次の委員会において報告し、その承認を求めなければならない。

(事務局)

第10条 委員会の庶務は、こども未来館及びこども未来館指定管理者において行う。

2 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費)

第11条 委員会の経費は、こども未来館企画・事業実行委員会補助金及びその他の収入をもって充てる。

(予算及び決算)

第12条 委員会の収支予算は、委員会の議決により定め、収支決算は、監事の監査を経て委員会の承認を得なければならない。

(会計年度)

第13条 委員会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

(雑則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、平成21年2月9日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月11日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年2月18日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

こども未来館企画・事業実行委員会名簿

役 職 名	職 名
会 長	豊橋発展会連盟会長の職にある者
委 員	広小路一丁目商店街振興組合員、豊橋広小路二丁目商店街協同組合員及び広小路三丁目通り振興組合員から選出された者
//	豊橋市常盤通商店街振興組合員から選出された者
//	松葉校区自治会長の職にある者
//	豊橋まちなか活性化センター総務部長の職にある者
//	こども未来館ボランティアの代表者
//	子育て関連NPO団体の代表者
//	こども未来館館長

事務局 豊橋市、指定管理者